

# 赤ちゃん誕生

## ♡01：出生届

### 手続き

届出期間：子が生まれてから14日以内（誕生日を含む）※14日目が土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日まで

届出人：父または母 ※その他の場合はご相談ください。

届出地：次の①～③いずれかの役所 ①父母の本籍地 ②届出人の住所地、所在地 ③出生地



### 手続きに必要なもの

届出人の印鑑（スタンプ式ではないもの） 出生証明書（医師または助産師の証明書）

母子健康手帳（出生届を受理した受理証明をします）

お問い合わせ 住民課 ☎ 0297-68-2211

## ♡02：医療福祉費支給制度（子どものマル福）

### 内容

保険証を使って医療機関などにかかった場合、窓口で支払う医療費の一部負担金の費用を助成する制度です。利根町では、下表のとおり、県の助成にプラスして町独自の助成もしています。

### 対象

利根町に居住されている方で、各種医療保険に加入している方のうち、下記に該当する方。

対象		期間	更新手続き	所得制限額
小児	県の制度 県マル福	出生の日～高校3年生（年齢相当）の学年末（3月31日）	子の誕生日（1日生まれは誕生日の前月）に自動更新	本人とその配偶者または父母の所得を比較し、高い方の所得が630万円未満（扶養1人につき38万円加算）または扶養義務者の所得が1,000万円未満
	町の制度 町マル福			所得制限 なし

※1 扶養義務者・・・世帯の中で主として生計を維持する方（所得の最も多い方）

### 受給者証交付の手続き

出生届を提出後、保険年金課へお越しください。

### 受給者証交付の手続きに必要なもの

対象となる方の健康保険証 印鑑（スタンプ式ではないもの） 個人番号（マイナンバー）がわかるもの※2

口座番号のわかるもの※3

※2 利根町に転入された方（父、母または扶養義務者）

※3 受給者本人または家族の預金通帳またはキャッシュカード

### 病院や薬局などにかかるとき

◎茨城県内で受診するとき

窓口で健康保険証と医療福祉費受給者証を提示してください。医療機関等窓口での支払いは、後記の自己負担金額内の請求のみとなります。保険適用外費用については別途お支払いください。自己負担分は後日、町から指定口座に振り込みます。

◎茨城県外で受診するとき

医療福祉費受給者証は利用できません。健康保険証を提示して保険診療を受け、領収書を必ず受け取ってください。

※ レシート及び手書きの領収書の場合は、必ず、医療機関の窓口で受診者名と保険点数の記入をお願いしてください。

## 自己負担金

◎外 来：1 病院につき1日 600 円まで（1 か月2回までの負担 1,200 円を限度。同じ病院へ3回以上行った場合、3回目以降は自己負担なし）

◎入 院：1 病院につき1日 300 円、1 か月上限 3,000 円

◎調剤薬局：自己負担なし

### ■自己負担金振り込み予定：

2～4月診療分は7月、5～7月診療分は10月、8～10月診療分は1月、11～1月診療分は4月に、それぞれ3か月分をまとめて振り込みます。

※1か月内に2回までの受診で外来自己負担金とともに600円未満の場合は、支給申請が必要です。

## 支給の手続き

茨城県外の病院等で支払った医療費の領収書、同じ月に同医療機関で2回までの受診で外来自己負担金とともに600円未満だった場合の領収書を、1か月単位でまとめて、診療月の翌月以降に保険年金課窓口へ支給申請してください。後日、町から指定口座に振り込みます。

※ 支給申請は診療から5年以内です。原則として、領収書原本は返却できません。

## 支給の手続きに必要なもの

□領収書

□医療福祉費受給者証

□対象となる方の健康保険証

□印鑑（スタンプ式ではないもの）

お問い合わせ

保険年金課

医療福祉係

☎ 0297-68-2211

## ♡03：児童手当

### 内 容

0歳から中学校卒業（15歳に達した以後の最初の3月31日）までの児童を養育している方に支給される手当です。

#### 支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）	支払い時期
3歳未満	一律 15,000 円	毎年6月・10月・2月に、 それぞれ前月分までを支給します。
3歳以上～小学校修了前	10,000 円（第3子以降は 15,000 円）	
中学生	一律 10,000 円	

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律 5,000 円を支給しています。

※「第3子以降」とは、18歳（18歳に達した日以後の最初の3月31日）までの養育をしている児童のうち、3番目以降の児童のことをいいます。

#### 所得制限限度額

（令和2年4月時点）

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

※「収入額の目安」は、給与収入額で計算していますので、ご注意ください。

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額（所得ベース）は、左記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

※扶養親族の数が6人以上の場合（所得ベース）は、扶養親族1人につき38万円（扶養親族が老人控除対象配偶者または老人扶養親族の場合は44万円）を加算した額です。

### 手続き

・児童手当を受給していない状態でお子さんが生まれた場合、利根町に転入された場合→「認定請求」の手続きが必要です。

・児童手当を受給していて、新たにお子さんが生まれた場合→「額改定請求（増額）」の手続きが必要です。

※出生時は生まれた日の翌日から15日以内、転入時は転入予定日の翌日から15日以内に手続きが必要です。手続きが遅れると支給されない月が発生しますので、里帰り出産などで請求が遅れないようご注意ください。

◎認定請求後、児童手当受給者には毎年6月に現況届を提出していただきます。その他、住所、氏名、指定口座等を変更する場合は、適宜変更届が必要です。子育て支援課にお問い合わせください。

※公務員の方は、勤務先で手続きしてください。

### 手続きに必要なもの

□印鑑（スタンプ式ではないもの）

□請求者名義の金融機関の通帳の写し

□請求者の健康保険証の写し

□請求者及び配偶者の個人番号（マイナンバー）がわかるもの

※額改定請求時に必要なものは、印鑑のみです。

お問い合わせ

子育て支援課

子ども福祉係

☎ 0297-68-2211

## ♡04：利根町妊娠・出産祝い品支給事業（②出産祝い商品券）

新規事業

### 内容

令和2年4月1日から施行された事業です。町内在住の、母子健康手帳を交付された妊婦の方に①母乳育児用品（授乳服）を支給し、赤ちゃんが生まれた子育て世帯に②出産祝い商品券（利根町内共通商品券）を支給する事業です。支給決定者には、一律5万円分の出産祝い商品券を支給します。この事業により、産前産後の母親の不安軽減と子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

### 出産祝い商品券の対象

出生日が令和2年4月1日以降で、出生時に利根町に住所（住民票）を有する子ども（以下、「対象子ども」という）の父又は母で、次の2点ともに当てはまる方

左記の要件を確認してね！



- (1) 対象子どもの出生日において、利根町に住所（住民票）を有する方
- (2) 対象子どもを監護し、かつ、生計を同じくする方

ただし、下記に該当する場合は商品券が支給されません。

- ・対象子どもの父又は母が、対象子どもの出生日において町税等に滞納があるとき
- ・申請期間内に町内に住所を有しなくなったとき
- ・申請期間内に商品券の支給申請を行わないとき

### 手続き

対象のお子さんが生まれてから **50日以内** に子育て支援課で申請してください。（50日目が閉庁日の場合は、その前の閉庁日が最終締切日です。）

### 手続きに必要なもの

□印鑑（スタンプ式ではないもの）

お問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係 ☎ 0297-68-2211

## ♡05：新生児訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

### 内容

出産後、保健師がご自宅に訪問し、産後の生活・育児に関することなどについて相談に応じたり、体重測定や今後の健診・予防接種について説明し、予防接種の予診票をお渡しします。

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）は子育て支援課の事業ですが、新生児訪問と兼ねて実施しています。

※事業案内と訪問日程調整のため、保健福祉センターの保健師が事前に電話連絡をします。

お問い合わせ 保健福祉センター 母子保健係 ☎ 0297-68-8291

## ♡06：産後ケア事業

### 内容

出産後、退院してから、体調や子育てについての不安、授乳について心配がある、身近な方のサポートが得られないなどの親子を対象に、日帰りや宿泊をして助産師等からの指導や支援が受けられるサービスです。

### 対象

利根町に住所を有する産後12か月未満のお母さんと赤ちゃんで下記の理由に該当する方（施設によります。）

- ①産後家族等から家事・育児の援助が受けられない方
- ②産後の生活や子育てに対して不安がある方

### 利用施設と費用等

龍ヶ崎済生会病院

住所：龍ヶ崎市中里 1-1  
☎0297-63-7111(代)

かんの産婦人科クリニック

住所：取手市藤代 1076  
☎0297-83-0321

### 利用時間と料金

	時間	料金	自己負担金	利用回数
日帰り型	午前10時～午後5時	27,500円（昼食付）	1日5,000円	お一人 5回まで
宿泊型	午前10時～翌日午前10時	55,000円（3食付）	1泊6,000円	

\*生活保護世帯の方は、自己負担免除

### 手続き

利用をご希望の方は、事前に保健福祉センターにお問い合わせください。

お問い合わせ 保健福祉センター 母子保健係 ☎ 0297-68-8291



## ♡07：未熟児養育医療給付制度

### 内容

出生時体重 2,000 g 以下の未熟児など、指定養育医療機関において医師が入院養育を必要と認めたお子さんの治療に必要な医療費の一部を公費負担する制度です。（世帯の課税状況により、一部負担あり）

### 対象

指定養育医療機関において医師が入院養育を必要と認めたお子さんと保護者の方  
※お子さんが入院中に申請が必要です。ご希望の方はお早めにご連絡ください。

### 手続き

給付制度を利用される方は、事前に保健福祉センターにお問い合わせください。  
※世帯状況により、同意書の署名やマイナンバーの提示・記入が必要な方が異なります。事前にご相談ください。

お問い合わせ 保健福祉センター 母子保健係 ☎ 0297-68-8291

## ♡08：新生児聴覚検査費用の助成

### 対象

下記検査中に、町内に住所を有する新生児

### 検査方法と検査時期

- ・自動聴性脳幹反応検査（ABR）または耳音響放射検査（OAE）
  - ①初回検査（原則として出生後入院中に実施）
  - ②確認検査（初回検査で要再検となった場合に受ける検査で、原則としておおむね生後1週間以内に実施）

### 補助上限額

自動聴性脳幹反応検査（ABR）1回 3,000円 耳音響放射検査（OAE）1回 2,000円

### 手続き

- ・妊娠の届出をした方に新生児聴覚検査受診票を交付します。
- ・転入した時または受診票を紛失した時には保健福祉センターにお越しください。

お問い合わせ 保健福祉センター 母子保健係 ☎ 0297-68-8291

## ♡09：新生児誕生祝

### 内容

新生児誕生をお祝いし、3～4か月児健診時にベビータオルを贈呈します。

お問い合わせ 利根町社会福祉協議会 ☎ 0297-68-7771

## ♡10：ブックスタート事業

### 内容

3～4か月児健診時に読み聞かせを実施し、絵本を2冊贈呈します。  
また、小学校1年生に、本1冊と読んでほしい本のリストを贈呈します。  
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、絵本の贈呈は行いますが、読み聞かせの実施を見合わせる場合があります。



お問い合わせ 生涯学習課 利根町図書館 ☎ 0297-68-8868